

平成29年11月定例会

議 案 説 明 資 料
予 算 に 関 す る 説 明 書
(平成29年度11月補正予算等関係)

生 活 環 境 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成29年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
（一般会計）

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成29年度鳥取県一般会計補正予算（第4号）		
	1 補正予算説明資料	（総括表） 水・大気環境課	1 2
	2 歳入歳出事項別明細書		3

【予算関係以外】
（議案）

議案番号	件名	課名等	頁
議案第8号	鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について	水・大気環境課 他	6
議案第13号	鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について	住まいまちづくり課	27
議案第14号	鳥取県被災者住宅再建支援条例及び鳥取県基金条例の一部改正について	住まいまちづくり課	29
議案第15号	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について	住まいまちづくり課	45

（報告事項）

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	（6）鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について （平成29年11月16日専決）	循環型社会推進課	47
	（7）鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について （平成29年11月16日専決）	住まいまちづくり課	49
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	西部総合事務所生活環境局	50

議案説明資料総括表

生活環境部 (単位: 千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 水・大気環境課	1,041,089	1,800	1,042,889				1,800	
合計	9,063,778	1,800	9,065,578	0	0	0	1,800	
(一般会計) 水・大気環境課 (新) 鳥取県美しい星空保全事業に係る補正								

平成29年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

水・大気環境課 (内線: 7206)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県美しい星空保全事業	0	1,800	1,800				1,800	
トータルコスト	0	6,569	6,569	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.6人	0.6人	シンポジウム開催、関係機関連絡調整、委託業務等				
工程表の政策目標(指標)								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>県内随所で天の川を見ることができるとともに、本県の美しい星空が見える環境の保全を図るため、人工光の影響(光害)及びその防止方法に関する普及啓発パンフレットを作成・配布するとともに、シンポジウムを開催する。</p>								
2 主な事業内容								
(1) パンフレットの作成・配布 (1,000千円)								
<p>人工光の影響(光害)や照明の適切な使用方法等を普及啓発するパンフレットを作成し、星空観察会や環境教育・学習活動、関連イベント等の場で活用する。 (小学生向け30,000部、大人向け50,000部、星空保全地域向け4,000部)</p>								
(2) シンポジウムの開催 (800千円)								
<p>美しい星空が見えることの意義や光害防止への理解を深め、「美しい星空が見える環境」を保全する機運を高めるためのシンポジウムを開催する。 内容(予定): 天文学等の専門家・著名人による講演、パネルディスカッション</p>								
3 これまでの取組状況								
<p>○本県では、県内の美しい星空を貴重な地域資源と位置付け、「星取県」を宣言・推進してイメージ発信や観光誘客を図っているところである。</p> <p>○併せて、美しい星空が見える環境を将来にわたって守り、また環境教育等へ活用していくための方策を検討してきたところである。</p>								

平成29年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		補正前	補正額	補正後	うち生活環境部			2項 環境衛生費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	172,167		172,167	78,914		78,914	55,785		55,785
2	給料	1,549,584		1,549,584	759,600		759,600	334,224		334,224
3	職員手当等	891,097		891,097	389,725		389,725	173,800		173,800
4	共済費	584,697		584,697	286,388		286,388	129,022		129,022
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	15,940		15,940						
8	報償費	48,540	1,100	49,640	15,723	600	16,323	15,236	600	15,836
9	旅費	71,334	600	71,934	32,306	200	32,506	27,487	200	27,687
	費用弁償	9,184		9,184	4,140		4,140	3,789		3,789
	普通旅費	33,269		33,269	18,487		18,487	14,763		14,763
	特別旅費	28,881	600	29,481	9,679	200	9,879	8,935	200	9,135
10	交際費									
11	需用費	173,953		173,953	107,853		107,853	64,260		64,260
12	役務費	67,780		67,780	33,081		33,081	25,753		25,753
13	委託料	1,087,628	1,000	1,088,628	636,039	1,000	637,039	530,275	1,000	531,275
14	使用料及び賃借料	79,397		79,397	48,903		48,903	44,249		44,249
15	工事請負費	1,226,348		1,226,348	813,184		813,184	793,967		793,967
16	原材料費									
17	公有財産購入費	4,273		4,273						
18	備品購入費	41,871		41,871	15,764		15,764	13,781		13,781
19	負担金、補助及び交付金	6,766,419	400	6,766,819	752,948		752,948	712,339		712,339
20	扶助費	1,400,160		1,400,160						
21	貸付金	1,062,773		1,062,773	3,000		3,000	3,000		3,000
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	76,060		76,060						
24	投資及び出資金									
25	積立金	1,832,734		1,832,734	13,115		13,115	13,115		13,115
26	寄附金	58,645		58,645	24,445		24,445	24,445		24,445
27	公課費	57		57	7		7	7		7
28	繰出金									
	予備費									
	計	17,211,457	3,100	17,214,557	4,010,995	1,800	4,012,795	2,960,745	1,800	2,962,545
財	国庫支出金	3,814,276		3,814,276	865,280		865,280	847,734		847,734
源	地方債	408,000		408,000	343,000		343,000	340,000		340,000
内	その他	2,562,806		2,562,806	155,417		155,417	153,035		153,035
訳	一般財源	10,426,375	3,100	10,429,475	2,647,298	1,800	2,649,098	1,619,976	1,800	1,621,776

平成29年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	4款 衛生費		
		うち生活環境部		
		2項 環境衛生費		
		4目 環境保全費		
		補正前	補正額	補正後
1	報 酬	52,883		52,883
2	給 料			
3	職員手当等			
4	共 済 費	7,931		7,931
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃 金			
8	報 償 費	8,100	600	8,700
9	旅 費	22,463	200	22,663
	費用弁償	3,615		3,615
	普通旅費	11,878		11,878
	特別旅費	6,970	200	7,170
10	交 際 費			
11	需 用 費	41,817		41,817
12	役 務 費	22,641		22,641
13	委 託 料	513,380	1,000	514,380
14	使用料及び賃借料	40,871		40,871
15	工事請負費	793,967		793,967
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	9,278		9,278
19	負担金、補助及び交付金	666,587		666,587
20	扶 助 費			
21	貸 付 金	3,000		3,000
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積 立 金	13,115		13,115
26	寄 附 金	24,445		24,445
27	公 課 費	7		7
28	繰 出 金			
	予 備 費			
	計	2,220,485	1,800	2,222,285
財	国庫支出金	818,809		818,809
源	地 方 債	340,000		340,000
内	そ の 他	34,696		34,696
取	一 般 財 源	1,026,980	1,800	1,028,780

平成29年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	165,709		165,709
2	給料	1,048,248		1,048,248
3	職員手当等	534,814		534,814
4	共済費	402,037		402,037
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	貸金	493		493
8	報償費	23,263	600	23,863
9	旅費	50,127	200	50,327
	費用弁償	8,129		8,129
	普通旅費	29,489		29,489
	特別旅費	12,509	200	12,709
10	交際費			
11	需用費	193,029		193,029
12	役務費	54,714		54,714
13	委託料	1,765,564	1,000	1,766,564
14	使用料及び賃借料	75,275		75,275
15	工事請負費	2,640,158		2,640,158
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	93,504		93,504
19	負担金、補助及び交付金	1,938,979		1,938,979
20	扶助費			
21	貸付金	8,883		8,883
22	補償、補填及び賠償金	12,968		12,968
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	25,181		25,181
26	寄附金	24,445		24,445
27	公課費	7		7
28	繰出金	6,380		6,380
	予備費			
	計	9,063,778	1,800	9,065,578
財 源 内 訳	国庫支出金	2,242,936		2,242,936
	地方債	1,067,000		1,067,000
	その他	939,649		939,649
	一般財源	4,814,193	1,800	4,815,993

<p>条例名等</p>	<p>鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 鳥取市が中核市に移行することに伴い、関係条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正(第1条関係) ア 法令上、中核市の事務となる項目を削る。 イ 中核市が処理する事務と一体的に実施することが望ましい事務を鳥取市に移譲する。</p> <p>(2) 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正(第3条関係) ア 浄化槽保守点検業を営む者の登録を要する県の区域から、鳥取市の区域を除く。 イ 浄化槽保守点検業を営む者の登録に係る手数料について、知事は特別の理由があると認める場合には減額し、又は免除することができる。</p> <p>(3) 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正(第4条関係) 鳥取市の区域における廃棄物処理施設等について、条例の適用から除く。</p> <p>(4) 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正(第5条関係) 使用済物品回収業の届出事項に、収集又は運搬を行う区域を加える。</p> <p>(5) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正(第6条関係) ア 条例の規定中特定動物に関する部分を除き、鳥取市の区域を条例の適用から除く。 イ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(6) 鳥取県屋外広告物条例の一部改正(第7条関係) ア 屋外広告業の登録を要する県の区域から、鳥取市の区域を除く。 イ 屋外広告物等の制限及び監督に係る条例の制定及び改廃に関する事務を処理することができる景観行政団体である市町村から、鳥取市を削る。 ウ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、平成30年4月1日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>